

長野縣小縣郡神科村の結婚斡旋制度

民間に於ける結婚媒介機關は適齡結婚獎勵の國策的要望に答へて從來の私的營利事業から職場又は町村會等の手による公共的厚生事業に轉換しつゝあり、最近にも東京都豊島區目白町一、二丁目町會が町内會五百五十世帯の中から男女(男二十五歳、女十八歳以上)未婚者の登録制を行ひ結婚の斡旋媒介を始めるに到つた如きもその一例であるが、農村地方に於けるこの種制度の一例として今昭和十八年二月長野縣小縣郡神科村に始められた結婚斡旋制度に關する斡旋規程その他關係書類様式の一部を掲ぐれば以下の如くである。

神科村結婚斡旋規程

- 第一條 人口政策ニ則リ結婚獎勵ニ資スル目的ヲ以テ神科村方面委員會ニ結婚斡旋部ヲ置ク
- 第二條 前條ノ目的ヲ達スル爲メ行フ事業概ネ左ノ如シ
 - イ 結婚適齡者ノ調査
 - ロ 一般及軍人遺族家族並傷痍軍人開拓民ノ結婚斡旋
 - ハ 優生結婚思想並早婚思想ノ普及
 - ニ 新生活様式ニ依ル結婚式ノ指導
 - ホ 其他必要ナル事項
- 第三條 方面委員會長ハ方面委員其他適當ナル者ヲ選ビタル結婚斡旋委員ヲ設置ス
- 第四條 斡旋委員ハ縣及郡内方面委員他郡市結婚斡旋委員其ノ他各種關係機關ト連繫シ第二條ニ掲グル諸事業ノ圓滑適正ナル進捗ヲ圖ルモノトス

第五條 斡旋委員ハ成ベク毎月例会ヲ開キ關係アルモノヲ出席セシムル事ヲ得

第六條 結婚斡旋ニ關スル書類帳簿等ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム

神科村方面委員會申合

一、本會ニ於テ役員ヲ定ムルコト左ノ如シ
 イ、會長ニハ村長ヲ推薦スルコト

ロ、幹事ニハ役場社會係主任ニ囑託ス
 二、本會ノ會合ニハ司法保護委員ノ會同ヲ求ムルコトヲ得
 三、大東亞戰爭態勢確立ノ爲結婚斡旋委員ヲ設ク。結婚斡旋委員ハ各區ヨリ一名宛人選シ之ニ司法保護委員ヲ加ヘ委嘱ス
 四、結婚斡旋委員職務ノ爲出張シタルトキハ旅費(實費)ヲ支給スルコトヲ得

(裏面)

家族及親戚のこと						
家族	氏名	年齢	職業	健康	生活程度	備考
家	父					
族	母					
	其の他の家族					
親戚						

右結婚斡旋相受度履歷書及寫眞添附の上申込を致します

昭和 年 月 日

本籍 住所 本人

住 所 年 月 日生

殿 父母又は戸主

